

利害関係人からの意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、通知の日から1週間、利害関係人から意見聴取を行います。

1 賃借権の設定を一括で行う農用地利用集積計画の概要

年度及び番号	意見聴取期間	市町村	聴取内容	備考
6	27	遠別町	別添	集積計画 一括方式
6	28	北斗市	別添	集積計画 一括方式

意見聴取の手続きについて

【利害関係人の範囲】

農用地利用集積計画に定める農地のある区域に借受希望を示した者。

【意見の提出方法】

- ① 送付方法：郵送(意見聴取期間中必着)、電子メール、ファクス
- ② 記載事項：
 - ・該当する案件の年度及び番号
 - ・利害関係人(借受希望者)の氏名
 - ・意見
 - ・連絡先
- ③ 記載事項：意見の内容について、北海道農業公社又は業務委託先の市町村から別途、聞き取り等を行う場合があります。